別表３　判定料金（単位：円）（消費税等 10%を含む）

当法人が、建築基準法第６条の２第１項の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った建築物の判定料金は、次の通りとする。

【用途：事務所、物販店舗等】

評価対象床面積	標準入力法	モデル建物法
300 ㎡以内	193,600	96,800
300 ㎡を超え　500 ㎡以内	242,000	121,000
500 ㎡を超え　1,000 ㎡以内	290,400	145,200
1,000 ㎡を超え　2,000 ㎡以内	363,000	181,500
2,000 ㎡を超え　5,000 ㎡以内	435,600	217,800
5,000 ㎡を超え　10,000 ㎡以内	556,600	278,300
10,000 ㎡を超え　50,000 ㎡以内	774,400	387,200
50,000 ㎡を超え　100,000 ㎡以内	1,089,000	544,500
100,000 ㎡を超え　150,000 ㎡以内	1,452,000	726,000
150,000 ㎡を超え　200,000 ㎡以内	2,057,000	1,028,500
200,000 ㎡を超え　300,000 ㎡以内	2,662,000	1,331,000
300,000 ㎡を超えるもの	3,025,000	1,512,500

【用途：ホテル、集会所、病院等】

評価対象床面積	標準入力法	モデル建物法
300 ㎡以内	242,000	121,000
300 ㎡を超え　500 ㎡以内	314,600	157,300
500 ㎡を超え　1,000 ㎡以内	363,000	181,500
1,000 ㎡を超え　2,000 ㎡以内	459,800	229,900
2,000 ㎡を超え　5,000 ㎡以内	556,600	278,300
5,000 ㎡を超え　10,000 ㎡以内	701,800	350,900
10,000 ㎡を超え　50,000 ㎡以内	992,200	496,100
50,000 ㎡を超え　100,000 ㎡以内	1,403,600	701,800
100,000 ㎡を超え　150,000 ㎡以内	1,887,600	943,800
150,000 ㎡を超え　200,000 ㎡以内	2,662,000	1,331,000
200,000 ㎡を超え　300,000 ㎡以内	3,460,600	1,730,300
300,000 ㎡を超えるもの	3,920,400	1,960,200

【用途：工場等】

評価対象床面積		標準入力法	モデル建物法
	300 ㎡以内	77,000	38,500
300 ㎡を超え	500 ㎡以内	96,800	48,400
500 ㎡を超え	1,000 ㎡以内	116,600	58,300
1,000 ㎡を超え	2,000 ㎡以内	145,200	72,600
2,000 ㎡を超え	5,000 ㎡以内	173,800	86,900
5,000 ㎡を超え	10,000 ㎡以内	222,200	111,100
10,000 ㎡を超え	50,000 ㎡以内	310,200	155,100
50,000 ㎡を超え	100,000 ㎡以内	435,600	217,800
100,000 ㎡を超え	150,000 ㎡以内	580,800	290,400
150,000 ㎡を超え	200,000 ㎡以内	822,800	411,400
200,000 ㎡を超え	300,000 ㎡以内	1,064,800	532,400
	300,000 ㎡を超えるもの	1,210,000	605,000

【用途：共同住宅等（共同住宅・長屋・一戸建て）】

<table>
<tr><td>審査対象</td><td>Ａ：Ｂ以外の場合</td><td>Ｂ：法人で行った設計住宅性能評価
における省エネルギー対策
（断熱等性能等級及び
一次エネルギー消費量等級）
の審査の結果又は
長期使用構造等の確認における
省エネルギー対策の審査の
結果を利用する場合</td></tr>
<tr><td>住戸のみ
の審査</td><td>基本料金
＋住戸単価×戸数
＋タイプ単価×タイプ数

基本料金：121,000
住戸単価：1,320
タイプ単価：13,200</td><td rowspan="2">基本料金＋住戸単価×戸数

基本料金：13,200
住戸単価：1,320</td></tr>
<tr><td>建築物全体
（共用部を含む）
の審査</td><td>基本料金
＋住戸単価×戸数
＋タイプ単価×タイプ数
＋共用部料金

基本料金：121,000
住戸単価：1,320
タイプ単価：13,200
共用部料金：121,000</td></tr>
</table>

① 用途は確認申請書第四面に記載の区分コードに準じます。
② 事務所等用途とホテル等用途が複合する場合、工場等用途とホテル等用途が複合する場合は、ホテル等用途の料金とします。
③ 工場等用途と事務所等用途が複合する場合は、事務所等用途等の料金とします。
④ 建築物の用途が非住宅と住宅を含む複合用途の場合は、それぞれの料金の合計金額とします。
⑤ 建築物の計画を変更して判定を受ける場合、当該計画の変更に係る直前の判定を当法人から受けている場合、当初の申請で適用された料金の３分の２の額とします。(床面積が増加する場合は、当該増加した部分と当初申請時を足し合わせた床面積を、上記料金表にあてはめた料金の３分の２の額とします。)
ただし、評価方法を変更する場合は、上記料金表の額とします。
⑥ 軽微な変更で「軽微変更該当証明書」を交付する場合、当該計画の変更に係る直前の判定を当法人から受けている場合、当初の申請で適用された料金の２分の１の額とします。
⑦ 対象となる建築物の計画に係る建築基準法第６条及び６条の２第１項の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、上記料金表の額に１割乗じた額と致します。
⑧ 同時期に当法人の構造性能評価、建築防災評定等を受けた建築物は、上記料金表から１割減じた額と致します。
⑨ ⑤から⑧については、消費税相当額を差し引いた金額に対し適用した後、千円単位で四捨五入し消費税相当額を加算するものとします。
⑩ 用途が共同住宅等（共同住宅・長屋・一戸建て）において、法人で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、⑤及び⑥は適用しないものとします。